

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領

林 野 庁 長 官 通 知
平成28年1月20日付け27林整計第237号
最終改正：令和2年1月30日付け元林整計第558号

第1 趣旨

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策及び木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

実施要綱別表1及び別表4の に定める事業内容は別表1のとおりとし、その対象経費については別表2のとおりとする。

第3 体質強化計画等

1 体質強化計画

(1) 都道府県知事は、実施要綱別記1の第2の1の(1)及び実施要綱別記4-2の第2の1の(1)の規定に基づき、様式1により体質強化計画を作成し、様式2により林野庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、体質強化計画の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県知事の連名により作成、申請するものとする。

(2) 体質強化計画の目標を定める指標（以下「目標指標」という。）は、体質強化計画に位置付けられた木材加工流通施設及び高度加工処理施設ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。

(3) 実施要綱別記1の第2の1の(3)及び実施要綱別記4-2の第2の1の(2)に定める重要な変更は、(1)に基づき作成する体質強化計画の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、(1)の規定を準用するものとする。

ア 合板・製材生産性強化基金活用事業（実施要綱第2の1の(1)の のアに掲げるものをいう。以下「基金活用事業」という。）に要する経費（以下「基金活用事業費」という。） 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業（実施要綱第2の1の(1)の に掲げるものをいう。以下「合板製材事業」という。）に要する経費（以下「合板製材事業費」という。）及び木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業（実施要綱別記4-2に掲げるものをいう。以下「高度加工事業」という。）に要する経費（以下「高度加工事業費」という。）のそれぞれの総額の30%を超える増減

イ 事業実施期間の変更

ウ 目標指標の変更又は追加

エ 木材加工流通施設等の変更又は追加

オ 国際競争力強化計画（木材加工流通施設における競争力強化のための生産性向上の取組について定めたもの）の変更又は追加

カ 再編計画（地域における木材産業関連事業者が連携して集積・品目転換するなど木材産業の合理化の内容を取りまとめたもの）の変更又は追加

キ 輸出促進計画の変更又は追加

ク 原木安定供給計画参画事業実施主体の変更又は追加

- (4) 実施要綱別記1の第2の1の(4)及び別記4-2の第2の1の(3)に定める報告は、様式1により変更した体質強化計画を作成し、様式2により林野庁長官に報告するものとする。
- (5) 都道府県知事は、体質強化計画の作成(実施要綱別記1の第2の1の(3)及び(4)並びに実施要綱別記4-2の第2の1の(2)及び(3)に基づき行う変更を含む。)に当たっては、実施要綱別記1の第2の1の(2)に掲げる地域連絡会議を開催すること等により、基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業を実施する森林組合等の林業事業体、木材加工業者等との連携を確保するものとする。

2 都道府県年度事業計画

(1) 基金活用事業

都道府県知事は、実施要綱別記1の第2の2の(1)のアの規定に基づき、毎年度、基金活用事業の開始前に、林野庁長官が承認する体質強化計画(以下「体質強化計画」という。)を踏まえて、様式3により当該年度の事業計画(以下「都道府県年度事業計画」という。)を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

実施要綱別記1の第2の2の(1)のウに定める重要な変更は、に基づき作成する都道府県年度事業計画の計画事項のうち、実施要綱別表1に掲げるの1、2及び3の基金事業費(国庫)のそれぞれの総額の30%を超える増減に該当する場合とし、の規定を準用するものとする。

及びの規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の第1のメニュー欄における1の事業を実施する場合にあっては、実施要綱別記1の第2の1の(1)に定める林野庁長官の承認を要しないものとする。

(2) 合板製材事業及び高度加工事業

都道府県知事は、実施要綱別記1の第2の2の(2)のア及び実施要綱別記4-2の第2の2の(1)の規定に基づき、毎年度、合板製材事業及び高度加工事業の開始前に、体質強化計画を踏まえて、様式3により都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

都道府県年度事業計画の目標を定める指標(以下「個別指標」という。)は、事業実施主体もしくは事業を実施する都道府県ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。

実施要綱別記1の第2の2の(2)のイ及び実施要綱別記4-2の第2の2の(2)に定める重要な変更は、に基づき作成する都道府県年度事業計画の計画事項のうち、実施要綱別表1のの1、2及び3並びに別表4のに掲げる事業に要する交付金事業費(国庫)のそれぞれの総額の30%を越える増減に該当する場合とし、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

実施要綱別記1の第2の2の(2)のウ及び実施要綱別記4-2の第2の2の(3)に定める報告は、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官に報告するものとする。

、及びの規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の第3のメニュー欄における1の事業を実施する場合にあっては、実施要綱別記1の第2の1の(1)及び実施要綱別記4-2の第2の1の(1)に定める林野庁長官の承認を要しないものとする。

第4 事業の実施

1 基金活用事業

- (1) 基金活用事業は、第3の体質強化計画及び都道府県年度事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
 - (2) 基金活用事業に係る補助金の支払の請求、受領及び事業実施主体への補助金の交付並びに事業実施の指導・監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行うものとする。
 - (3) 都道府県知事等は、基金活用事業の実施に当たっては、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第26の3で定める条件等を遵守するとともに、当該条件を遵守するために必要な規定等を定め、事業実施主体に対し、本事業を実施するために必要な規程を通知しなければならない。
 - (4) 都道府県知事は、都道府県年度事業計画の範囲内で補助金の支払を請求するときは、事業の執行状況等の検査を行い、その結果を踏まえて様式4により支払請求書を実施要綱別記1の第1の1の(1)に定める基金設置団体（以下「基金設置団体」という。）に提出する。
 - (5) (4)の規定による提出を受けた基金設置団体は、都道府県知事に補助金を支払う。
- 2 合板製材事業及び高度加工事業
- (1) 合板製材事業及び高度加工事業は、第3の体質強化計画及び都道府県年度事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
 - (2) 合板製材事業及び高度加工事業に係る交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事等が行うものとする。

第5 事業実施の報告

- 1 都道府県知事は、実施要綱別記1の第2の3及び別記4-2の第2の3に基づき、毎年6月末日までに、様式3により前年度に実施した基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業の実施結果を林野庁長官に報告する。
- 2 基金設置団体は、実施要綱別記1の第2の3に基づき、毎年7月末日までに、様式5により前年度に実施された基金活用事業及び基金の管理運営の実績をとりまとめ、林野庁長官に報告する。

第6 体質強化計画の達成状況の報告等

- 1 都道府県知事は、実施要綱別記1の第2の4及び別記4-2の第2の4に基づき、体質強化計画に掲げた目標指標の達成状況について、当該目標の目標年度に調査し、様式6により、当該目標年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。
- 2 都道府県知事は、目標の達成状況が低調であると認められる場合には、その原因を調査・分析し、目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。
- 3 都道府県知事は、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況について、第5に定める事業実施報告と併せて、次のとおり林野庁長官に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査その他必要と判断される事項（合板製材事業及び高度加工事業

により整備した木材加工施設ごとの体質強化計画を踏まえて締結した木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など)の調査等に協力しなければならない。

- (1) 目標年度は別表3に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、目標年度までの各年度とする。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設に係る収支実績については、営業(実施)年度から起算して3年間調査する。
- 4 都道府県知事は、事業実施主体に対し次により事前評価及び事後評価を実施させるものとする。
- (1) 事前評価
都道府県知事は、事業実施主体に対し、事業実施に係る交付決定を行うまでの段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。
 - (2) 事後評価
都道府県知事は、事業実施主体に対し、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

第7 指導及び助言

林野庁長官は、第6の1により都道府県知事から達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、体質強化計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して改善措置等を求めるものとする。

第8 基金の運営

1 基金の造成

合板・製材生産性強化基金(以下「基金」という。)は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金設置団体が造成するものとする。

2 基金の管理・運用方法

- (1) 基金設置団体は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については農林水産大臣(以下「大臣」という。)の承諾を得るものとする。

ただし、交付要綱第4に定める交付申請書に基金の管理方法を記載したときは、交付要綱第6の交付決定の通知をもって大臣の承諾を得たものとみなすものとする。

基金の運用のために保有することができる資産は、次のアからウまでに掲げるものとし、これ以外による場合は事前に大臣の承諾を得るものとする。

ア 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

イ 金融機関への預金(普通預金又は定期預金)

ウ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

- (2) 基金の運用及び取崩しによる収入は、基金活用事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに基金活用事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (3) 基金設置団体は、基金の解散前に都道府県知事から補助金等の返還があった場合は、その国費相当額を基金に繰り入れるものとする。

3 基金の残額の取扱い

基金設置団体は基金の解散時において、基金に残額がある場合は、これを国庫に返納するものとする。

4 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置団体は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

5 基金管理の終了等

(1) 基金管理を行う期間は、基金活用事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(2) 基金の解散後において、基金活用事業の実施者から都道府県知事に補助金の返還があった場合には、都道府県知事は、その国費相当額を国庫に納付しなければならない。

6 基金の経理等

(1) 基金設置団体は、基金の経理について、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(2) 基金設置団体は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(3) 基金設置団体は、間接補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他、法令等に違反したことを知ったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) (3)の場合、大臣は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17条第2項に規定する違反に相当する違反を認めた場合は、基金設置団体に交付された補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

7 基金の検査等

(1) 大臣は、基金及び基金活用事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置団体又は都道府県知事に対し報告を求め、又は農林水産省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1)の調査により、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)その他の法令、交付要綱、実施要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事例が明らかになった場合には、基金設置団体又は都道府県知事に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

8 基金設置団体に係る重要な変更の報告

基金設置団体において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は基金活用事業の指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は基金活用事業の指導・監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

9 基金の見直し等

(1) 基金設置団体は、基金の保有割合(基金活用事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)を算出し、当該保有割合、当該算出に用いた算出方法(算式)及びその数値を大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。

- (2) 基金設置団体は、「補助事業等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)3の(4)のアに該当する基金(以下「使用見込みの低い基金等」という。)を保有する場合、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納などを含め、その基金の取扱いを検討し、その結果を大臣に報告し、公表するものとする。
- (3) 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討の結果、使用見込みがないものとして補助金等を国庫に返納する場合の返納額は、その時点での基金の残高のうち国庫補助金相当額(法定果実を含む。)を上限とする。
- 10 基金設置団体による都道府県知事への指導・監督
 - (1) 事業の実施状況の把握と国への報告
基金設置団体は、都道府県知事に対し、基金活用事業に係る補助金の交付事務の適切かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
 - (2) 都道府県知事への指導
基金設置団体は、基金活用事業に係る補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、都道府県に対し必要な改善を指導するものとする。
- 11 都道府県知事による基金活用事業の指導・監督
都道府県知事は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次に定める指導・監督を行うものとする。
 - (1) 事業の実施状況の把握と国への報告
都道府県知事は、基金活用事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣又は基金設置団体に報告するものとする。
 - (2) 基金活用事業の実施主体の指導
都道府県知事は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣又は基金設置団体に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、基金活用事業の実施主体に対し必要な改善を指導するものとする。
- 12 市町村長による基金活用事業の指導・監督
市町村長は、基金活用事業の適正かつ円滑な実施を確保する必要がある場合は、上記11に準じた指導監督を行うものとする。

第9 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式7により林野庁長官等に提出することとする。

第10 その他

合板製材事業及び高度加工事業の実施に際して、内閣府沖縄総合事務局長は、第3の1の(1)、(3)及び(4)、第3の2の(1)及び(2)、第5、第6の1及び3並びに第9に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

附則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附則

この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第6の3を除き、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第3の2の(2)及び第6の3を除き、なお従前の例によるものとする。

	木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 —
	杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 —
	木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ —
	品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダー グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
	新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダー マーキング装置 自動製品選別装置 木材強度性能等計測装置 木材注葉等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟	台 台 台 台 台 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟	式 基 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
	木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラブブルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 —

	木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
	木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
	丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台
	杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台
	木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ ㎡
	品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダー グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
	新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 台 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
	直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	式 基 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
	木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラブブルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台

			森林バイオマス等再利用促進施設整備	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上げ機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 台 式 式 台 台 台 台 台 台 式 台 台
				森林資源再処理施設装置	(注) 森林バイオマス加工施設装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他	※具体名		式 式 式
				森林バイオマス再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
	2	ストックヤード整備	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 自走式ウインチ ログローダ グラップル付きトラック グラップル付きバックホウ フォークリフト クレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名		棟 箇所 箇所 箇所	式 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基	
	4	木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業	1 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業	施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等	※具体名			式
3 原木の低コスト供給対策	1	間伐材生産	1 間伐材の生産	不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他付帯施設整備			箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	ha ha ha m3 ha
			2 関連条件整備活動（1と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設の整備 その他	※具体名		箇所 箇所 路線 式 式	ha ha ha 式 式
	2	路網整備	1 林業専用道（規格相当）整備	作設 土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工 その他 路体強化 法面強化 排水施設工 幅員拡張 その他		※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m 式 式 式 式 式 式
			2 森林作業道整備	作設 土工 擁壁工 排水施設工 その他 土工 擁壁工 排水施設工 その他	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	※具体名	路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m 式 式 式 式 式 式

		3 関連条件整備活動（1又は2と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意の取付け その他	※具体名			箇所 箇所	— —
		4 航空レーザー計測	航空レーザー測量 路網計画基礎資料の作成 森林情報の解析 その他	※具体名			箇所	ha 式 式 —
	3 高性能林業機械等の整備	1 高性能林業機械等の整備	ハーベスタ プロセッサ フォワード タワーヤーダ スイングヤーダ フェラーパンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラブバルケット フォーク収納型グラブバルケット 機械保管倉庫 その他	※具体名			棟	台 台 台 台 台 台 台 台 — m ²
4 造林	1 人工造林	地植え 植栽 苗木運搬					箇所	ha 本 本
	2 下刈り	下刈り					箇所	ha
	3 関連条件整備活動（1又は2と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設の整備 その他	※具体名				箇所 箇所 路線	ha ha m ² 式 —

第4 木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業費（高度加工事業費）

1 木材製品等の輸出促進対策	1 高度加工処理施設整備	1 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	装置	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 式 式 式 式 式 式 式 台 台 台 台 台 台 台 台 —
			木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 式 式 式 式 式 式 台 台 台 台 台 台 台 台 —
				集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
				合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 台 台 —
				プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —
				チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 式 台 台 m ² m ² m ² m ² m ² —

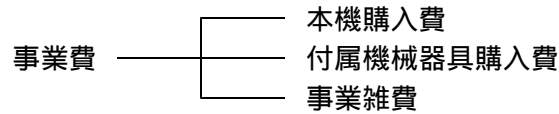
	木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かなな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
	木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 —
	杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 —
	木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 ㎡ —
	品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダー グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
	新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	直交集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かなな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	式 基 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
	木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラブブルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 —

別表 2

区 分	交付対象経費
合板・ 製材生産 性強化基 金事業の うち基金 活用事業 費	<p>1 体質強化計画の策定 体質強化計画を策定するための地域連絡会議の開催のほか、事業実施のフォローアップのための委託事業の実施等に要する次の経費とする。なお、補助率については定額（10 / 10以内）とし、体質強化計画ごとに都道府県あたり500千円を上限とする。</p> <p>(1) 人件費 基金活用事業（以下、 において「事業」という。）に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。</p> <p>(2) 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> <p>(3) 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p> <p>(4) 謝金 開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。</p> <p>(5) 旅費 事業推進のための会議等の出席に必要な旅費とする。</p> <p>(6) 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。</p> <p>(7) 役務費 通信運搬費、手数料等とする。</p> <p>(8) 委託料 資料作成、登記事務、測量・調査・調整、コンサルタント等の委託料とする。</p> <p>(9) 使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。</p> <p>(10) 備品・資機材購入費 事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。</p> <p>(11) 原材料費 情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。</p> <p>2 木材加工流通施設等整備 (1) 間伐材等加工流通施設整備 国庫充当率は1 / 2 以内（沖縄県については2 / 3 以内）とし、対象となる</p>

経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

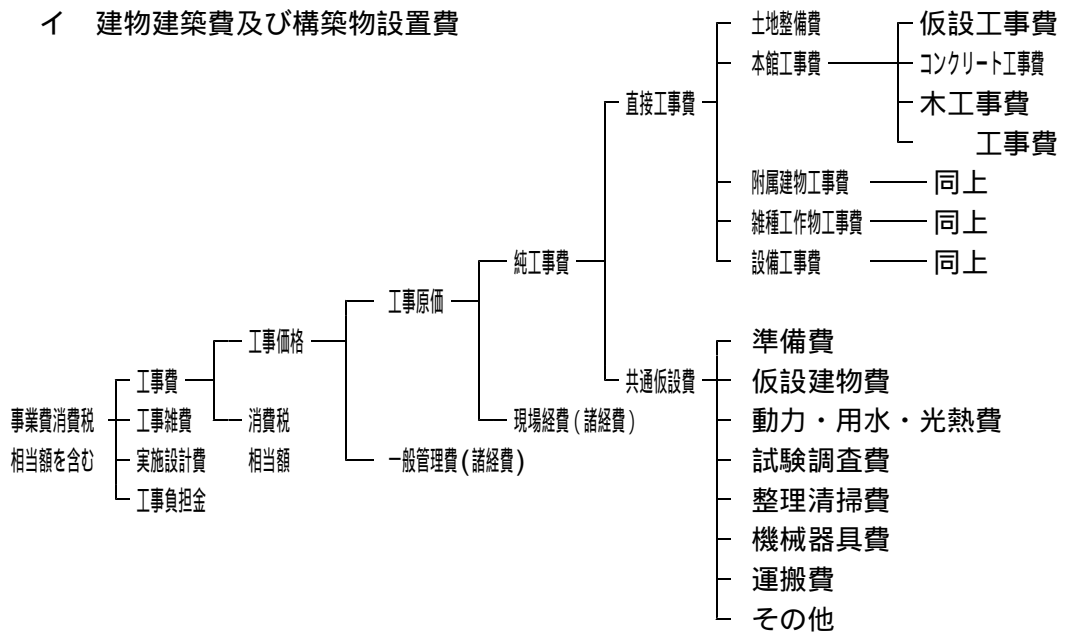
ア 機械器具費



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費

試験調査費	一般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	一般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報酬金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金) ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。

(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) スtockヤード整備

(1) に準ずる。

(3) 木材加工流通施設等整備附帯事業

本附帯事業は間伐材等加工流通施設整備と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。国費充当率は1/2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

ア 技術者給

技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

イ 賃金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

ウ 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

エ 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。

オ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

カ 役務費

通信運搬費、手数料等とする。

キ 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

ク 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

ケ 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費(机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)とする。

コ 原材料費

情報提供、研修会等に必要原材料費とする。

3 間伐材生産・路網整備等

(1) 間伐材生産

間伐材の生産を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率(1/2)を乗じて定めるものとする。ただし、国の助成額は、都道府県ごとの間伐材生産の実施面積に1ヘクタール当たり平均35万円(間接費相当分を除く)を乗じた金額を上限とする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)に準じるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知)、「森林環境保全事業標準歩掛」(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、「森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準」(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準じるものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

また、上記の規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費についても、上記の定額の単価の範囲内で含めることができるものとする。

関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率(1/2)を乗じて、1ヘクタール当たり1万7千円以内で定額単価を定めるものとする。

区 分	内 容
技術者給 賃 金	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術者を有する者(主任技師、技師等)の労賃 技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。 日々雇業者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費 需 用 費 役 務 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料 使用料及 び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資 機材購入 費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材(薬剤、鉋等)の購入費(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)

また、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、3の(2)の(イ)の森林作業道に準じるものとする。

さらに、鳥獣害防止施設等の整備等については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)第5の4(2)に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率(1/2)を乗じて定額単価を定めるものとする。

(2) 路網整備

(ア) 林業専用道(規格相当)の整備

林業専用道(規格相当)(都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。)の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率(1/2定額)と都道府県負担も念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限事業費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道(規格相当)の開設延長の合計に1メートル当たり平均2万5千円(開設費について増嵩することが避けられないと認められ協議した路線については5万円を上限とする。なお、当該路線については、合計事業費から除外することができるものとする。)を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道(規格相当)の合計事業費の3.5パーセントを上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領の制定について」(昭和54年8月23日付け54林野治第2015号)森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アからウまでのとおりとする。

ア 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃金	日々雇業者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

イ 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人件費	給料、職員手当、共済組合負担金等
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇業者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、

	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

ウ 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a 都道府県が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b a以外の者が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

(イ) 森林作業道の整備

森林作業道（都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限事業費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領第5の4の(1)の標準単価及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費につ

いては、(2)の(ア)のア及びイに準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

(ウ) 関連条件整備活動費

関連条件整備活動費については、事業実施主体が林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とするほか、事業実施の打合せ等に出席する指導者等の謝金とする。

区分	内容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術者を有する者(主任技師、技師等)の労賃技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材(薬剤、鉋等)の購入費(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)

(3) 高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等(以下この項目において「機械」という。)の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量((1)の事業を実施する年度を始期とする3年間の年平均計画。以下この項目において同じ。)1,000m³当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2(沖縄県においては2/3)とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体(以下この項目において「被災地域」という。)において実施する場合に限り、素材生産量1,000m³当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m³当たり240万円(被災地域においては360万円)とし、その助成額の上限は購入価格の1/2(沖縄県においては2/3以内)とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の(1)に準ずることとし、整備する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

また、都道府県知事は、機械の整備を計画する事業実施主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業実施主体の素材生産計画量を明らかにすることとする。

4 附帯事務費

(1) 都道府県指導等事務費

事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(ア) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(イ) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(ウ) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(エ) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(オ) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(カ) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

(キ) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(ク) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(ケ) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(2) 市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は(1)に準ずる。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

合板・
製材生
産性強
化基金

1 技術者給

事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する事務や調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。なお、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要

事業のうち
基金管理
運営事業費

する人件費等の適正化について」によるものとする。

2 賃金

事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、企画、講習会、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。

賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。

3 謝金

事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費とする。

謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。

4 旅費

事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師招へい、講師派遣、打合せ等の実施に必要な経費とする。

5 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない。）。

(1) 消耗品費

事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(2) 印刷製本費

事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。

(3) 光熱水費

事業を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。

6 役務費

事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費、手数料等とする。

(1) 原稿料

事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。

(2) 通信運搬費

事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃、電話料、データ通信料等の支払に必要な経費とする。

7 使用料及び賃借料

事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや

	<p>物品等の使用に必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）</p>
<p>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金のうち、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業費（合板製材事業費）</p>	<p>1 体質強化計画の策定 の1に準ずる。この場合においては、の1の(1)中「基金活用事業」とあるのは、「合板製材事業」と読み替えるものとする。</p> <p>2 木材産業の体質強化対策 (1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ及び低コストタイプ） の2の(1)に準ずる。 (2) スtockヤード整備（大規模・高効率タイプ及び低コストタイプ） の2の(2)に準ずる。 (3) 品目転換施設整備 の2の(1)に準ずる。 (4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業 の2の(3)に準ずる。</p> <p>3 原木の低コスト供給対策 (1) 間伐材生産 の3の(1)に準ずる。 なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、間伐材の生産を実施するための定額の単価の範囲内で含めることができるものとする。 また、関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となるの3の(1)の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率(1/2)を乗じて、1ヘクタール当たり1万7千5百円以内で定額単価を定めるものとする。 さらに、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、3の(2)の(イ)の森林作業道に準ずるものとする。</p> <p>(2) 路網整備 (ア) 林業専用道（規格相当）の整備 林業専用道（規格相当）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価については、の3の(2)に準ずる。 ただし、国費助成額の上限については、土場等と一体的に整備するもの（以下「施設一体型」という。）及びそれ以外のものの別に、以下のとおりとする。 a 林業専用道（規格相当） 都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均2万3千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均2万5千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均2万7千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。 b 林業専用道（規格相当）(施設一体型) 都道府県ごとの林業専用道（規格相当）(施設一体型)の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均3万3千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均3万</p>

5千円、C区分(25度以上)は1メートル当たり平均3万7千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道(規格相当)においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、の3の(2)の(ア)の(ア)から(ウ)に準ずる。

(イ) 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価については、の3の(2)の(イ)に準ずる。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、(ア)に準ずる。

森林作業道の整備に係る経費、指導監督費、工事雑費及び事務雑費について、の3の(2)の(ア)の(ア)及び(イ)に準ずる。

(ウ) 関連条件整備活動費

の3の(2)の(ウ)に準ずる。

(エ) 航空レーザ計測

森林の現況や詳細な微地形の把握により、効率的な路網整備を推進することを目的として行う航空レーザ測量、当該測量成果に基づく路網計画基礎資料(微地形図、林相区分図等)の作成、森林情報の解析(平均樹高、本数密度、立木材積等)及びそれらに必要な路網設計支援ソフトウェアの導入等を実施することができる。航空レーザ測量の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」(平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知)に準ずるものとする。

航空レーザ計測を実施するための定額の単価は、航空レーザ測量の実施面積に1ヘクタール当たり3千6百円を乗じた金額を上限とし、林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備の合計事業費の範囲内で実施するものとする。

	<p>(3) 高性能林業機械等の整備 の3の(3)に準ずる。</p> <p>(4) 造林 人工造林、下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率(1/2)を乗じて定めるものとする。ただし、国の助成額は、人工造林については、1ヘクタール当たり54万6千円(間接費相当分を除く)、下刈りについては、1ヘクタール当たり7万5千円(間接費相当分を除く)を乗じた金額を上限とする。 なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、3の(1)に準ずる。</p> <p>4 附帯事務費 の4に準ずる。</p>
<p>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金のうち、木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業費(高度加工事業費)</p>	<p>1 木材製品等の輸出促進対策</p> <p>(1) 高度加工処理施設整備 の2の(1)に準ずる。</p> <p>(2) スtockヤード整備 の2の(2)に準ずる。</p> <p>(3) 高度加工処理施設整備備附帯事業 の2の(3)に準ずる。</p> <p>2 附帯事務費 の4に準ずる。</p>

別表 3

指標のガイドライン

体質強化計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

取組に応じて 必須選択	区分	指標	指標の定義
	大規模・高効率化	(新設の場合) 1日当たりの原木処理量 (新設以外の場合) 1日当たりの原木処理量	1日当たりの木材(原木)処理量 (m ³ /日) 1日当たりの木材(原木)処理量 (m ³ /日)の現状値に対する目標値の増加率
低コスト化	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性) (新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)	1人当たりの労働生産性 (m ³ /人)又は1時間当たりの労働生産性 (m ³ /時間) 1人当たりの労働生産性 (m ³ /人)又は1時間当たりの労働生産性 (m ³ /時間)の現状値に対する目標値の増加率	
品目転換	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性) (新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)	1人当たりの労働生産性(千円/人)又は1時間当たりの労働生産性(千円/時間) 1人当たりの労働生産性(千円/人)又は1時間当たりの労働生産性(千円/時間)の現状値に対する目標値の増加率	
高度加工処理	(新設の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率 (新設以外の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率 (%) 生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率 (%)の現状値に対する目標値の増加率	

注) 算定使用量の考え方

現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。なお、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における現状値とする。
 目標値は、事業完了の翌年度から起算して3年後における値とする。ただし、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における目標値とする。
 増加率は、増加量を現状値で除した値(増加量/現状値)とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
 製品の低コスト化や品目転換により木材製品の競争力を強化する取組など、上記の指標を定めることが適切でないとは判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体もしくは都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	
			目標年度の定義
木材加工流通施設等整備	取組に応じて1つを選択	木材利用(加工)量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量(原木換算m ³)
		木材利用(流通)量	集出荷販売施設における当該施設による木材の流通量(原木換算m ³)
		木材利用(乾燥)量	乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量(原木換算m ³)
高度加工処理施設整備	必須	木材製品の生産量	整備した高度加工処理施設で生産される当該施設による木材製品の生産量(製品ベースm ³)
間伐材生産	必須	間伐面積	基金活用事業及び合板製材事業による間伐面積(ha)
路網整備	必須	林内路網密度	路網密度(m/ha)
高性能林業機械等の整備	必須	素材生産量	事業実施主体が体質強化計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量(m ³)
		素材生産性	事業実施主体が体質強化計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性(m ³ /人・日)
造林	必須	人工造林面積	合板製材事業による人工造林面積(ha)

注) 算定使用量の考え方

現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
 間伐材生産、路網整備及び造林においては、事業実施主体ごとではなく、事業を実施する都道府県ごとに算定すること。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等

体質強化計画（変更）

（〇〇地区）

〇〇年〇月

〇〇県（〇〇県、〇〇県）

第1 体質強化計画の事業対象区域

体質強化計画の事業対象区域：

日EU・EPA対策実施区域：

生産基盤強化区域：

輸出促進計画区域：

※ 体質強化計画の事業対象区域は、対象となる都道府県名等を記載すること。

※ 合板製材事業において別表1の第3の2のうち日EU・EPA対策として実施する施設整備及び第3の3の2のうち林業専用道（規格相当）整備（施設一体型）を実施する場合は、その区域（日EU・EPA対策実施区域）を記載すること（流域名または市町村名等）。

※ 合板製材事業において路網整備を実施する場合は、生産基盤強化区域（「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知））名を記載すること。

※ 高度加工事業において輸出促進計画を作成した場合は、対象となる都道府県名を記載すること。

第2 合板・製材・集成材等の生産に係る現状と課題

※ 都道府県における合板・製材・集成材等の生産における現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 合板・製材・集成材等の競争力強化に関する考え方

--

※ 木材加工流通施設の整備及び川上による原木安定供給の取組により、どのようにして合板・製材・集成材等の競争力強化を実現するのかを記述する。

第5 日EU・EPA対策として実施する内容

例) 木材加工流通施設等整備、品目転換施設の新設 林業専用道（規格相当）（施設一体型）の整備 等

※ 合板製材事業において日EU・EPA対策を実施する場合は、その内容を記載すること。

第6 事業費の総額

基金活用事業費：〇〇千円

合板製材事業費：〇〇千円

高度加工事業費：〇〇千円

第7 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

第8 木材加工流通施設及び高度加工処理施設の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	基金活用事業費 (国庫) (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標						木材利用量 (m ³ /年) (原木換 算)	日EU・EPA 対策施設	高度加工整備施設
	都道府県	市町村							現状値			目標値					
									数値	単位	年度	数値	単位	年度			
1																	
2																	
3																	
4																	
計																	

- ※ 既設の工場等の場合、事業費、基金活用事業費及び交付金事業費欄は「0」と記載する。
- ※ 既存の工場等の場合、施設整備年度の欄において、年度の下段に事業名等を記載する。
- ※ 目標指標は、別表3中、「体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）」欄から選択して記載する。
- ※ 日EU・EPA対策として実施する施設の場合、日EU・EPA対策施設欄に「○」を記載する。また、別添様式1又は2を作成し、添付する。
- ※ 高度加工事業として実施する施設の場合、高度加工整備施設欄に「○」を、GFPグローバル産地計画に合致する施設については「◎」を記載する。また、別添様式3を作成し、添付する。
- ※ 合板製材事業及び高度加工事業として実施する施設の場合、木材安定取引協定を締結した内訳が分かる資料を作成し、添付する。

第9 木材加工流通施設の水平連携等の内容

- ※ 「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について」第3の1（1）関係。
- ※ 体質強化計画の対象となっている施設への原木等供給の流れや、複数施設の関係や連携内容等がわかるフロー図を添付すること。（原木安定供給計画のスキーム図への記載でも可）

第10 再編計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について」第3の1（4）関係。
- ※ 地域ごとに別添様式2を作成し、添付する。

第11 輸出促進計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について」第3の1（4）関係。
- ※ 都道府県ごとに別添様式3を作成し、添付する。
- ※ 輸出促進計画の対象となっている施設への原木等供給の流れや、複数施設の関係や連携内容等がわかるフロー図を添付すること。（原木安定供給計画のスキーム図への記載でも可）

第12 原木安定供給計画の概要

都道府県	事業種別	交付金事業費 (国庫)	間伐実施面積	路網整備延長	高性能林業機械等の整備	造林実施面積	主伐材生産目標	
							間伐材生産目標	間伐材生産目標
〇〇県（〇〇県、〇〇県）	基金活用事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	-	〇〇万m ³	〇〇万m ³
	合板製材事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円		
	森林整備事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	-	〇〇ha 〇〇千円		

- ※ 都道府県欄については、間伐材生産・路網整備の事業エリアとなる都道府県を記載する。
- ※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業及び森林整備事業以外の生産量も含む。
- ※ 都道府県ごとに別添様式4を作成し、添付する。
- ※ 造林実施面積については、人工造林の実施面積のみを記載する。

別添様式1

国際競争力強化計画（〇〇県）＜低コスト化＞

1. 国際競争力強化計画の対象地域

2. 国際競争力強化計画参画主体名

3. 競争力強化に向けた基本的な考え方

※ 本計画において取り組む低コスト化の内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

4. 低コスト化に向けた木材加工流通施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目 標 指 標						
	都道府県	市町村						指 標	現 状 値			目 標 値		
									数 値	単 位	年 度	数 値	単 位	年 度
1														
2														
3														
4														
計														

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）」欄から選択して記載する。

5. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

※ 合板製材事業において国際競争力強化計画を策定する場合にあつては、国際競争力強化計画参画主体の低コスト化に向けた取組内容、当該施設からおおむね50kmの範囲内で活動する原木安定供給計画参画事業体との連携及び見込まれる事業量を示したフロー図を添付する。

別添様式2

再編計画（〇〇県）＜品目転換＞

1. 再編計画の対象地域

2. 再編計画参画主体名

3. 再編に向けた基本的な考え方

※ 再編に取り組む事業主体を取り巻く経営事情についての概況を記載し、本計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

4. 品目転換等による木材加工流通施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目 標 指 標						
	都道府県	市町村						指 標	現 状 値			目 標 値		
									数 値	単 位	年 度	数 値	単 位	年 度
1														
2														
3														
4														
計														

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）」欄から選択して記載する。

5. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

※ 合板製材事業において再編計画を策定する場合にあっては、再編計画参画主体の相関関係（例：A社からB社に事業譲渡。C社はD社のグループ企業となり粗挽材を供給）、再編に向けた取組内容（例：事業譲渡の品目や数量、グループ内の役割分担・分業化の詳細、企業内再編の廃止事業と新設事業の関係）及び見込まれる事業量を示したフロー図を添付する。

別添様式3

輸出促進計画（〇〇県）＜高度加工処理＞

1. 輸出促進計画の対象地域

2. 輸出促進計画参画主体名

3. 輸出促進に向け高付加価値化を図る基本的な考え方

※ 本計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

※ 輸出促進計画の対象となっている施設への原木等供給の流れや、複数施設の関係や連携内容等がわかるフロー図を添付すること（原木安定供給計画のスキーム図への記載でも可）。

4. 輸出促進に向けた高度加工処理施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目 標 指 標						
	都道府県	市町村						指 標	数値	単位	年度	数値	単位	年度
1														
2														
3														
4														
計														

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごと）」欄から選択して記載する。

5. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

原木安定供給計画（〇〇県）

1. 森林資源の概要

森林資源量	資源供給可能量（成長量）
万 m ³	万 m ³

2. 事業概要

事業種別	交付金事業費(国庫)	事業内容			
		間伐実施面積	路網整備延長	高性能林業機械等の整備	造林実施面積
基金活用事業 (単年)	千円	ha 千円	林業専用道（規格相当） m 千円 ----- 森林作業道 m 千円	台 千円	—
合板製材事業 (〇カ年間)	千円	ha 千円	林業専用道（規格相当） m 千円 うち施設一体型 m 千円 ----- 森林作業道 m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円 ----- 下刈り ha 千円
合計	千円	ha 千円	林業専用道（規格相当） m 千円 うち施設一体型 m 千円 ----- 森林作業道 m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円 ----- 下刈り ha 千円
基金活用事業と合板製材事業の合計					
森林整備事業	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道 m 千円 ----- 林業専用道 m 千円 ----- 森林作業道 m 千円	—	人工造林 ha 千円 ----- 下刈り ha 千円

※ 体質強化計画の対象とする木材加工流通施設へ原木を供給するスキーム図を添付すること。

※ 林業専用道（規格相当）のうち施設一体型の開設を計画する場合には、当該路線が日EU・EPA対策実施区域内であり、原木供給先となる木材加工流通施設等からおおむね50kmの範囲内にあることが分かる図面を添付する。

※ 事業費については、関連条件整備活動を含む各工種ごとの総額を記載する。

3. 原木生産目標（基金活用事業及び合板製材事業以外の生産量も含む。）

間伐材の生産量	万 m ³	うち認証材の生産量	万 m ³
主伐材の生産量	万 m ³		
計	万 m ³		

4. 原木安定供給計画参画事業実施主体名

〇〇県森林組合連合会、〇〇森林組合、〇〇林業、〇〇森林管理署

※ 国有林と連携して主伐材の安定供給に取り組む場合にあっては、参画する森林管理署等の名称を記載する。

5. 原木供給先施設名

体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設：
原木市場等：

※原木市場等には、体質強化計画の対象とする木材加工流通施設に供給することを目的に原木安定供給計画参画事業実施主体から供給を受ける原木市場、共販所等を記載する。

6. 原木の安定供給に向けた基本的な考え方

--

7. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

様式 2

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 印

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等 体質強化計画(変更)承認申請(報告)書

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱(平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の1の(1)(変更の場合は、別記1の第2の1の(3))及び別記4-2の第2の1の(1)(変更の場合は、別記4-2の第2の1の(2))の規定に基づき体質強化計画(変更)の承認を申請します。

下線部は、変更報告の場合は「別記1の第2の1の(4)及び別記4-2の第2の1の(3)の規定に基づき体質強化計画を変更したので報告」と記載。

(計画名を以下により記載する。)

計画：

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 体質強化計画承認申請書を提出する場合は、様式1(別添様式を含む。)を添付すること。
2. 体質強化計画変更承認申請(報告)書を提出する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 体質強化計画書の様式に準じて作成した体質強化計画変更書を添付すること。
 - (2) 体質強化計画変更書の事業費等については、変更前を上段に()書き、変更後を下段に裸書きとする。

様式3

年度（変更）都道府県年度事業計画承認申請（実施結果及び達成状況報告）書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 印

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の（2）のア及び別記4-2の第2の1の（1）（1）の規定に基づき、承認を受けたいので、（2）別紙により（下記のとおり）都道府県年度事業計画の（変更）承認（実施報告）を申請（提出）します。

下線部（1）は、変更の場合は「別記1の第2の2の（2）のイ及び別記4-2の第2の1の（2）」、実施結果及び達成状況報告の場合は「別記1の第2の3、4及び別記4-2の第2の3、4」とするなど申請内容に合わせて記載。
下線部（2）は、実施報告の場合は不要。

（変更の場合は、以下を記載し別紙を添付する。）

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(別紙)

(変更)都道府県年度事業計画(実施報告)

1 事業実施方針

2 実施の内容

事業内容	基金活用事業			備考
	数量	事業費(円)	国庫補助金(円)	
1 体質強化計画の策定				
2 木材加工流通施設等整備	施設			
3 間伐材生産・路網整備等		0	0	
間伐材生産	間伐面積	ha		
	間伐材生産量	m ³		
路網整備	m	0	0	
林業専用道(規格相当)	m			
森林作業道	m			
高性能林業機械等の整備	台			
計		0	0	

事業内容	合板製材事業及び高度加工事業(〇〇年度補正)			備考
	数量	事業費(円)	国庫交付金(円)	
1 体質強化計画の策定				
2 木材産業の体質強化対策		0	0	
木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率タイプ)	施設			
木材加工流通施設等整備 (低コストタイプ)	施設			
品目転換施設整備	施設			
3 木材製品等の輸出促進対策		0	0	
高度加工処理施設整備	施設			
4 原木の低コスト供給対策		0	0	
間伐材生産	間伐面積	ha		
	間伐材生産量	m ³		
	間伐材供給量	m ³		
森林作業道(関連条件整備)	m			
路網整備		0	0	審査会設置状況: 路網密度: m/ha
林業専用道(規格相当)	計	m		
	施設一体型以外	小計	m	
	A区分	m		
	B区分	m		
	C区分	m		
	施設一体型	小計	m	関連施設名
	A区分	m		
	B区分	m		
	C区分	m		
	補強	箇所		
	点検診断	箇所		
森林作業道	m			
航空レーザ計測	計測面積	ha		
高性能林業機械等の整備	台			
造林		0	0	
人工造林	ha			
森林作業道(関連条件整備)	m			
下刈り	ha			
計		0	0	

3 事業完了予定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

- ※ 金額については、事業費及び国庫補助金(交付金)額について記載すること。
- ※ 合板製材事業及び高度加工事業の事業計画は予算年度ごとにそれぞれ作成すること。
- ※ 変更都道府県年度事業計画承認申請書を提出する場合、事業計画の数量等については、変更前を上段に()書き、変更後を下段に裸書きとする。
- ※ 間伐材生産の間伐材生産量は搬出利用される材積を、間伐材供給量は体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への供給量を記載すること。
- ※ 間伐材生産及び造林については、事業実施結果の報告時には個別指標の目標値(都道府県年度事業計画の計画量)を備考欄に記入すること。
- ※ 路網整備の林業専用道(規格相当)については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載すること。
- ※ 路網整備の林業専用道(規格相当)(施設一体型)を計画する場合は、関連施設名を備考欄に記載すること。
- ※ 路網整備については、計画時には個別指標の目標値を、報告時には実績値を備考欄へ記入すること。
- ※ 「3 事業完了予定年月日」は予算年度ごとに記載することとし、事業内容によって事業完了予定年月日が異なる場合はそれぞれ記載すること。
また、実施報告の場合は事業完了年月日を、事業期間の変更の場合は変更前及び変更後の日付を記載すること。

- (注) 計画(変更)承認申請の場合は、別記様式1を添付する。
実施結果・達成状況報告の場合は、別記様式2、3及び4を添付する。

〇〇年度 事業実施予定

メニュー：木材産業の体質強化対策

(都道府県)

事業名	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標									備考				
							指標	現状値			1年目			2年目			3年目(目標値)			
								数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位		年度	数値	単位	年度
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金事業		計																		
※附帯事務費																				
合計																				

メニュー：木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備

(都道府県)

事業名	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標									備考				
							指標	現状値			1年目			2年目			3年目(目標値)			
								数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位		年度	数値	単位	年度
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金事業		計																		
※附帯事務費																				
合計																				

メニュー：高性能林業機械等の整備

(都道府県)

事業名	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標											備考			
							指標	現状値			1年目			2年目			3年目(目標値)			3か年平均	
								数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値		単位		年度
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金事業		計																			
※附帯事務費																					
合計																					

- (注) 1 個別指標については、要領別表 3 による事項を記載すること。
 2 事業種目については、要領別表 1 の該当事業種目を、事業内容については、要領別表 1 の工種又は区分（必要に応じて具体名を併せて記載。）及び数量を記載すること。
 3 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 4 事業実施主体ごとに計、事業ごとに合計を記載すること。
 5 貸付けを行う事業を実施する場合は、備考欄に利用者の名称を記載すること。
 6 都道府県内に複数の体質強化計画がある場合、備考欄には、体質強化計画の名称を記載すること
 7 国庫補助金の予算年度ごと、その合計を別業で作成すること
 8 高性能林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、備考欄に（ハイブリッド型）と記載すること。
 * 行については、適宜加除のこと。

〇〇年度 事業実施内容

合板・製材生産性強化基金活用事業

メニュー	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費) 基金活用事業費(千円)	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
1. 体質強化計画の策定		計												
※附帯事務費														
合計														
2. 木材加工流通施設等整備		計												
※附帯事務費														
合計														
3. 間伐材生産		計												
※附帯事務費														
合計														
4. 路網整備		計												
※附帯事務費														
合計														
5. 高性能林業機械等の整備		計												
※附帯事務費														
合計														
総計														

(注)

- 1 メニューごとの個別指標については、要領別表3による事項を記載すること。
 - 2 事業種目については、要領別表1の該当事業種目を、事業内容については、要領別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
ただし、間伐材生産の場合の事業内容については、要領別表1の事業種目及び数量を記載し、さらに関連条件整備活動等の場合はこれに加えて工種又は区分も括弧書きで並記すること。
 - 3 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 4 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 5 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 (1) 高性能林業機械等の整備については、要領別表2のIの3の(3)に定める3年間の各年度の体質強化計画に基づき実施する間伐材生産量並びに事業実施主体全体の素材生産量及び3年間平均の素材生産量
 (2) 木材加工流通施設等整備及び高性能林業機械等の整備について、貸付けを行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 (3) 高性能林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。
 - 6 都道府県内に複数の体質強化計画がある場合、備考欄には、体質強化計画の名称を記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

〇〇年度 事業実施内容

【 年度補正 号】

交付金名：

(都道府県)

メニュー	事業種目	事業主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費)	
						交付金事業費(千円)	備考
1. 体質強化計画の策定		計					
※附帯事務費							
合 計							
2. 原木の低コスト供給対策							
(1) 間伐材生産	間伐材生産	小計	間伐材の生産	ha			
			関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha			
			関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m			
			関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m			
			関連条件整備活動(〇〇具体名)	〇			
間伐材の生産	ha						
関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha						
関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m						
関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m						
関連条件整備活動(〇〇具体名)	〇						
計							
※附帯事務費							
合 計							
(2) 路網整備		計					
※附帯事務費							
合 計							
(4) 造林	造林	小計	人工造林	ha			
			下刈り	ha			
			関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha			
			関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m			
			関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m			
		関連条件整備活動(〇〇具体名)	〇				
		人工造林	ha				
		下刈り	ha				
		関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha				
		関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m				
関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m						
関連条件整備活動(〇〇具体名)	〇						
計							
※附帯事務費							
合 計							
総 計							

- メニューごとの個別指標については、要領別表3による事項を記載すること。
 - 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 実施市町村は、事業を実施した市町村名を記載すること。
 - 事業種目については、要領別表1の該当事業種目を、事業内容については、要領別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記す。ただし、間伐材生産又は造林の事業内容については、要領別表1の事業種目及び数量を記載し、さらに関連条件整備活動の場合はこれに加えて工種又は区分、カッコ書きで並記し、それぞれの事業量及び金額の計を小計欄に記載すること。なお、関連条件整備活動のうち対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付、関連条件整備活動(対象森林の調査等)にまとめて記載すること。なお、関連条件整備活動で実施していない工種は記載する必要はない。
 - その他(メニューごとに該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
- (1) 高性能林業機械等の整備については、要領別表2の1の3の(3)に定める3年間の各年度の体質強化計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性及び素材生産量並びに事業実施主体全体の素材生産量及び3年間平均の素材生産量
 - (2) 木材加工流通施設等整備及び高性能林業機械等の整備について、貸付けを行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (3) 高性能林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。
- 都道府県内に複数の体質強化計画がある場合、備考欄には、体質強化計画の名称を記載すること。
 - 国庫補助金の予算年度ごと、その合計を別表で作成すること。
 - 行については、適宜加除のこと。

〇〇年度 事業実施内容及び施設利用状況

合板・製材生産性強化基金活用事業

(都道府県)

メニュー	事業実施主体	実施市町村	事業内容	設置年度	事業費(千円)	国庫補助金(千円)	個別指標									備考							
							指標	現状値			目標値			1年目			2年目			目標年度			
								数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	単位		達成率	実績	単位	達成率	実績	単位	達成率
木材加工流通施設等整備	計																						
高性能林業機械等の整備	計																						

合板・製材生産性強化対策事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金事業

(都道府県)

メニュー	事業実施主体	実施市町村	事業内容	交付年度	設置年度	事業費(千円)	交付金事業費(国費)(千円)	個別指標									備考							
								指標	現状値			目標値			1年目			2年目			目標年度			
									数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	単位		達成率	実績	単位	達成率	実績	単位	達成率
木材加工流通施設等整備	計																							
高度加工処理施設整備	計																							
高性能林業機械等の整備	計																							

(注)

※ 「達成状況」の欄における達成率は(実績/各年度ごとの目標値)を記入すること。

※ 木材加工流通施設等整備において、製品出荷量実績におけるJAS格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、上段に個別指標の達成状況、下段にJAS格付率又は割合を記入すること。

※ 高度加工処理施設整備については、上段に木材製品の輸出货量、下段に追加した個別指標の達成状況を記入すること。

※ 都道府県内に複数の体質強化計画がある場合、備考欄には、体質強化計画の名称を記載すること。

※ 行については、適宜加除のこと。

様式 4

年度 都道府県年度事業計画（ 回目 ）支払請求書

番 号
年 月 日

基金設置団体の長 殿

都道府県知事 印

年 月 日付け 第 号で承認のあった平成 年度 都道府県年度事業計画
について、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平成28年
1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第4の1の（4）の規定に基づき、請求
をしたいので、下記により金 円を請求する。

記

	都道府県年度事業計画に基づく 基金活用事業費 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) - (B + C)	備考
合板・製材生産性強化基金 活用事業					
計					

様式 5

年度 合板・製材生産性強化対策基金事業資金報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
団 体 名
代表者名

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知)第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入 単位：円

項 目	金 額
1 前年度繰越金	
2 基金造成補助金交付額	
3 利子等運用益	
4 その他の収入額	
合 計	

2 支出 単位：円

項 目	金 額
1 都道府県への補助金額	
2 基金管理運営費	
合 計	

3 事業資金残金 単位：円

収入 - 支出	
---------	--

添付資料 都道府県ごとの内訳が分かる資料

様式 6

体質強化計画の達成状況の報告

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 印

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の4及び別記4-2の第2の4の規定に基づき、下記の体質強化計画に掲げた目標の達成状況について報告します。

記

(計画名を以下により記載する)

計画：

体質強化計画に掲げた目標の達成状況報告には、別紙1及び様式3の別記様式4を添付する。

別紙

1 体質強化計画の名称

--

2 実績及び達成率

施設名	現状値			目標値			目標年度の報告		備考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成状況	

注) 1 施設ごとに記載すること。

2 達成状況は、目標年度の実績 / 現状値とすること。

3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)

4 様式3の別記様式4により施設の利用状況についても作成すること。

5 上記によるほか、実施要領別表3及び合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について(平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知)を踏まえて記載すること。

3 総合評価

(1) 現状の分析とその評価

--

(2) 今後の課題とその解決策

--

様式 7

年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 印

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業実施主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^1 \times \text{直接作業時間数}^2$$

1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

2 直接作業時間数

正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作

業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（２）一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \left(\text{1月に満たない場合は、日割り計算による} \right)$$

２．実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

< 時間単価の算定方法 >

正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \left(\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費} \right) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から１日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法
出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する(した)(年間総支給額 + 年間法定福利費)} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

３．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属		〇〇〇部		××課		役職		〇〇〇〇		氏名		〇〇 〇〇		時間外手当支給対象者か否か											
日	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1																											A(3h)〇〇検討会資料準備 B(5.25h)〇〇調査打ち合わせ
2																											A(4h)〇〇検討会資料準備、 検討会 C(2h)〇〇調査打ち合わせ
3																											D(3h)自主事業 D(2h)〇〇調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4																											A(9.5h)〇〇調査現地調査
5																											A(3h)〇〇検討会資料準備 D(5h)自主事業
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
30																											
31																											
勤務時間管理者 所属：〇〇部長 氏名：〇〇〇〇 印										A:〇〇〇〇委託事業(〇〇農政局) B:〇〇〇〇委託事業(〇〇農政局) C:〇〇〇〇補助事業(〇〇局) D:自主事業										合計		A(〇〇h) B(〇〇h) C(〇〇h) D(〇〇h)					

人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)

業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)

当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。

- ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
- ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。

昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。

勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。